旅費の精算事務の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 高石高等学校 | 旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、  精算が遅延しているものが９件あった。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 出張先 | 出張期間 | 旅費支給額 | 精算日 | | Ａ | 愛知県 | 令和５年４月21日  から同月23日まで | 10,720円 | 令和５年８月29日 | | 滋賀県 | 令和５年４月30日 | 1,720円 | 令和５年８月29日 | | 滋賀県 | 令和５年５月２日  から同月６日まで | 2,660円 | 令和５年８月29日 | | 北海道 | 令和５年７月25日から同年８月１日まで | 116,320円 | 令和５年９月20日 | | 埼玉県 | 令和５年４月15日  から同月19日まで | 59,270円 | 令和６年１月11日 | | Ｂ | 兵庫県姫路市 | 令和５年８月２日 | 4,620円 | 令和５年９月12日 | | 兵庫県姫路市 | 令和５年８月３日 | 4,500円 | 令和５年９月12日 | | Ｃ | 沖縄県 | 令和５年11月12日  から同月16日まで | 94,038円 | 令和６年３月４日 | | Ｄ | 滋賀県 | 令和５年12月28日 | 3,900円 | 令和６年１月30日 | | 検出事項について原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【地方自治法施行令】  （概算払）  第162条　次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。  一 旅費  【大阪府財務規則】  （概算払の精算）  第47条　支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。 |
| 措置の内容 | | |
| 検出事項の原因は、関係職員の認識不足と支出命令者及び事務担当者の確認不足にある。  再発防止に向けて、関係職員に対して精算の必要性について周知を行うとともに、支出命令者及び事務担当者が復命書及びSSCでの定期的な確認を行うこととした。  今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う | | |

　　監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和６年５月28日）